

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成22年2月3日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき「(仮称)美しの森(犬蔵地区第4-1 街区)共同住宅計画」に係る条例環境影響評価準備書の縦覧を次のとおり行います。

街区)共向任宅計画」に係る条例塚境影響評価準備書 の縦覧を次のとおり行います。		
指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	 ・大阪府大阪市北区中之島三丁目3番3号(中之島三井ビルディング) 東レ建設株式会社 代表取締役社長 髙安 年男 ・東京都新宿区西新宿1丁目20番2号(ホウライビル) 株式会社室町クリエイト 代表取締役社長 今福 重雄
	指定開発行為の名称	(仮称)美しの森(犬蔵地区第4-1街区)共同住宅計画
	指定開発行為の種類	住宅団地の新設(第3種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市宮前区犬蔵二丁目35番-1
	指定開発行為の目的	共同住宅の建設
	指定開発行為の内容	区域面積:約4,885㎡ 計画人口(計画戸数):376人(124戸)
	指定開発行為の施行期間	着手予定:平成22年8月 完了予定:平成24年2月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間:平成22年2月3日(水)から 平成22年3月19日(金)まで 土曜日、日曜日等閉庁日は除く ただし、宮前区役所では第2・第4土曜日の午前中も縦 覧を行います。 時間:午前8時30分から午後5時まで(川崎市) 午前8時45分から午後5時15分まで(横浜市)
	縦覧場所	川崎市:宮前区役所、宮前区役所向丘出張所及び本庁(環境局 環境評価室) 横浜市:青葉区役所及び横浜市役所(環境創造局企画部環境影 響評価課)
	意見書の提出	 ・縦覧の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限:平成22年3月19日(金) (郵送の場合は、平成22年3月19日消印有効) 提出先:川崎市環境局環境評価室意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2155 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess .htm